

【施設使用料の支払期限が変わります】

新型コロナウイルスの感染拡大防止の影響により、施設使用料の支払いを利用日としていましたが、令和4年10月1日予約(手続き)分から以前の**支払期限に戻ります**。

- ・10月1日以降に予約した方は、**予約日の翌日から14日以内**の支払いとなります。
- ・予約日から利用日まで14日ない方は**利用日の前日**までが支払期限となります。
- ・施設使用料の支払いは、**休館日を除く午前9時から午後5時まで**です。

支払い例

利用日	予約日	支払期限
10月20日	9月30日 (9月30日までの予約日)	利用日の当日となる 10月20日まで 支払いが可能です。
	10月1日 (10月1日からの予約日)	予約日の翌日から14日以内となる 10月15日まで の支払いとなります。

！ ご注意

予約日から利用日まで14日ない場合は**利用日の前日の午後5時**が期限となります。スマホやパソコンから予約の場合、**画面に支払期限**が記載されています。必ず確認してください。

支払期限までに支払いがなければ、**予約取消**となります。
支払期限が休館日と重なる場合は、**支払期限の前日まで**に支払いください。



(新曽・東部・西部)福祉センター